

# 地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会会則

平成 21 年 12 月 18 日作成

平成 23 年 6 月 16 日変更

平成 25 年 6 月 13 日変更

平成 28 年 6 月 23 日変更

## (名称)

第 1 条 本集会は、「地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会（以下、「研究集会」という。）と称する。

## (目的)

第 2 条 研究集会は、地下水・土壌汚染とその防止対策に関わる研究者、技術者及び関係者が一堂に会し、情報を交換するとともに討議を行い、この分野における技術の進歩並びに知見の集積等に貢献することを目的とする。

## (主催)

第 3 条 研究集会は、公益社団法人日本地下水学会、公益社団法人日本水環境学会、一般社団法人廃棄物資源循環学会、公益社団法人地盤工学会及び一般社団法人土壌環境センター（以下、「五団体」という。）が主催する。

## (開催)

第 4 条 研究集会は、原則として毎年 1 回開催する。

## (主催者会議)

第 5 条 五団体は、研究集会の基本方針を決定するため主催者会議を開催する。

2 主催者会議は、五団体の各団体から 1 名ずつ選出された委員により構成する。

3 主催者会議の議長は、委員による互選とする。

4 主催者会議は、研究集会の開催地等開催の基本方針を決定するとともに、毎回の収支について確認を行う。

## (実行委員会)

第 6 条 実行委員会は、主催者会議の決定した基本方針に従って、毎回の研究集会の開催を総括する。

2 実行委員会は、20 名以内とする。

3 実行委員会委員長は、主催者会議が決定する。

4 実行委員会委員長は、幹事長を指名することができる。

- 5 実行委員会は、幹事長を座長とする幹事会を設けることができる。
- 6 幹事会は、30名以内とする。
- 7 実行委員会は、必要に応じアドバイザーを招くことができる。

(事務局)

第7条 研究集会の事務局は、一般社団法人土壌環境センターに置く。

- 2 研究集会事務局には、事務局長を置く。事務局長は幹事長の兼務とすることができる。

(会計)

第8条 研究集会の経費は、研究集会参加費、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第9条 研究集会の会計年度は、原則として毎年10月1日から翌年の9月30日までとする。ただし、研究集会の開催日に応じて変更することができる。

(資産の管理)

第10条 研究集会に係る資産の管理は、主催者会議の管理のもとに一般社団法人土壌環境センターが行う。

(運営要領の変更)

第11条 この会則の変更は、主催者会議の決議を経て行う。

附則

- 1 この会則は、平成22年1月1日から適用する。
- 2 この変更は、平成23年6月16日から適用する。
- 3 この変更は、平成25年6月13日から適用する。
- 4 この変更は、平成28年6月23日から適用する。